

# 令和4年度郡山市公契約審議会 議事概要

## 1 開催日等

日 時：令和5年2月22日（水）午前10時30分から午前11時40分  
場 所：郡山市役所西庁舎 5階 5-2-2会議室

## 2 出席者

委 員：8名  
事務局：10名（市長事務局6名、上下水道局4名）  
傍聴人：なし

## 3 議事

### (1) 令和3年度及び令和4年度郡山市公契約条例の施行状況等について

【契約管理係長】資料1に基づき説明

### (2) 労働環境報告書による報告内容について

【契約管理係長】資料2に基づき説明

《委員からの質問及び回答内容》

【伊藤会長】

何も問題がないようである。公契約条例が施行されて数年経過しているため、条例について周知され、公契約条例そのものが効果を持ってきたと考えてよいのでは。

【大橋委員】

市と契約を結ぶ際に、就業規則や各種保険等を確認しているのか。

【契約検査課長】

契約の対象者としての資格確認はあるが、質問の内容のような意味での確認はない。

【伊藤会長】

入札について、事前審査、事後審査とあるがこれは契約が適切に履行されるかの審査であって、労働環境の確認ではない。

【財務部長】

基本的には労働環境法令の遵守は大前提である。

【渡邊委員】

資料2の基本情報の元請、下請とあるが、この下請とは一次下請けのみか。

【契約検査課長】

下請には、一次下請けだけでなく、二次、三次も含めて記載している。

【大堀委員】

労働者組合としては、キャリアアップシステムを推進しているが、郡山市の状況はいかがか。

関東方面は100%に近づいている。

【契約検査課長】

キャリアアップシステム（CCUS）については、国も積極的に推進している。郡山市においても、令和4年度からシステム導入費等について契約変更の対象にしている。郡山市としても、各業者がCCUSに取り組みやすいような環境制度の整備を進めているところである。

### (3)「郡山市公契約条例等に関するアンケート」の実施結果について

【契約管理係長】資料3に基づき説明

《委員からの質問及び回答内容》

【足立委員】

資料の見方について、表紙の調査対象者の「主な契約」で「郡山市西部第一工業団地（第2工区）造成工事」とあって、市発注工事計7件と書いてあるのは、「郡山市西部第一工業団地（第2工区）造成工事」外6件ということか。

【事務局】

その通りである。

【足立委員】

従事者アンケートについて、配付数1253部で回答者356人となっているが、アンケートの配付と回答はどのように行っているのか。

【契約管理係長】

各案件の従事者の人数は把握していない。1事業者に対して、建設工事については6人分、委託については10人分を配付している。コピーをして回答して下さっているケースもあり、また回答がない案件もある。回答人数と配付数を比べて、回答率を判断するのは難しい。

配付方法は監督員を通じて元請業者に依頼し、下請業者には元請業者から配付をお願いしている。

【足立委員】

業者ごとの偏りはないのか。どの業者からも平均的に回答をもらえているのか。

【契約管理係長】

若干の偏りはあると思う。案件ごとの報告はいただいているので、どの案件が協力いただいたかの把握はできる。

【伊藤会長】

アンケート回答は電子回答も可とのことだが、労働環境報告書は電子報告できないのか。

【契約管理係長】

現段階では紙のみである。

【伊藤会長】

郡山市の入札そのものは電子入札であり、労働環境報告書も電子回答ができれば、回答期間も余裕ができる。郵送の場合の必要日数の問題も解決できるのではないか。

【契約検査課長】

おっしゃることはもっともだと思う。アンケート回答にも提出期限が短いという意見があるが、期間を長くすればいいというだけでなく、電子回答という手法も含め

て検討して参りたい。

**【永島委員】**

最低賃金について、事業者から従事者に周知していないという回答が多数あり、従事者の半数は「知らない」となっている。一方、資料2から最低賃金を下回っている業者はない。このことについて、何かアクションを起こしているのか。又はアンケートの回答に関わらず、最低賃金を上回っていれば良いという考えか。

**【契約検査課長】**

この部分にのみ着目して何かしているということはないが、労働者にとって最低賃金の改定について知り得る状況でないということには今後対応していく必要もあると考えている。これも含め、労働環境の向上のためにはまず、この条例の周知、さらには各事項について改善していただけるような取り組みについて、契約の立場、さらには雇用の担当部署等と連携して課題を解決していきたい。

**【伊藤会長】**

労働局がまず周知を図るということが第一だと思う。事業者が従事者に最低賃金を伝えなければならないルールはないかと思うが、いずれにしても、雇われる側も知っておくべきことだとは思う。このような問題は、財務部が行うのか、適切な部署があるのか、連携してなのかと方法はあると思う。

**【足立委員】**

従事者のアンケート結果で、市に申し出ができるということを知っていて、さらに何か違反があったのか、申し出をしようとしたが、結局しなかったとい方が二人いる。どういった理由で「面倒だ」とか「分からない」と回答していると考えるか。

**【契約検査課長】**

条例上の枠組みを使うのが煩雑なのか、時間がなかったのか、いろいろな理由はあるかと思うが、匿名での回答のためこれ以上のことはできない。

**【伊藤会長】**

労働環境については様々な窓口があるが、郡山市公契約条例に則った申し出の独自性はあるか。申し出をしやすい環境を作って、全てを郡山市が対応するのではなく、ほかの機関へ繋ぐアドバイスをするなどしていただければ、手続きが面倒という懸念はなくなる。是非検討いただきたい。

**【渡邊委員】**

有給取得状況で、0日や1～4日という回答がある。有給休暇が年間10日以上付与される場合、5日以上取得しないとならないと法律で決まっているが、事業主、労働者ともに知らない、または周知されていない状況があるのではないか。関係部署と連携したり労働局に情報提供したりなど、取り組んでほしい。

**【契約検査課長】**

今回のアンケートの中で様々な解決しなければならない課題が内包されていると認識している。この課題を現実性のある中で解決できるように、関係機関を連携しながら、ひとつひとつ解決に向けて対応していきたい。

#### (4) その他

- ・次回の日程について